

税の申告

2月14日(金) ▶ 3月14日(金)

■申告に必要なもの

申告相談には、次のものを必ず持って来てください。書類がなかったり、帳簿や収支の記載ができていなかったりした場合は、後日あらためて申告に来ていただかなければなりません。

対象	必要書類
全員	免許証や保険証など本人確認書類、マイナンバーカードまたは個人番号通知カード
給与・年金所得	源泉徴収票（原本）
事業所得 (営業・農業・不動産)	作成した収支内訳書 取りまとめた領収証、帳簿
一時所得、雑所得	収入・経費が分かる書類
社会保険料控除 生命保険料控除 寄付金控除など	それぞれの控除証明書など
医療費控除	作成した医療費控除の明細書
障害者控除	身体障害者手帳、療育手帳など
所得税の還付や 所得税の口座振替	本人名義の通帳や通帳印

※別世帯の人の申告を代理する場合は、委任状が必要です。
※これらのほかにも書類などが必要になる場合もあります。

■熊本東税務署の確定申告会場

【会場】 熊本東税務署（熊本市東区東町3-2-53）

【期間】 2月17日（月）～3月17日（月）

※3月2日（日）のみ休日受付を行います。

【受付時間】 午前9時～午後4時

【公的年金受給者などの事前作成会】

公的年金受給者を対象とした事前申告相談会（予約制）が2月10日（月）、12日（水）～15日（金）に開催されます。

【お問い合わせ先】

熊本東税務署 ☎096-369-5566

■町の申告相談日程

町では、次の日程で申告相談を行います。

申告会場内の混雑緩和対策として、会場への入場人数を制限します。午前中の受付は40人程度とします。

なお申告受付の際は、先着の20人程度を目安に割り当て行政区の人を優先して受け付けます。皆様のご協力をお願いします。

月 日		行政区名	税理士
2月	14 金	中早川・早川・北早川	不在
	17 月	辺場・古閑・八丁・吉田	○
	18 火	山出・芝原	不在
	19 水	糸田・麻生原	○
	20 木	津志田・田原	不在
	21 金	船津・世持	○
	25 火	中山・上田口	○
	26 水	和田内・府領・北原	○
	27 木	南三箇・下田口	不在
	28 金	西寒野・有安	○
3月	3 月	上豊内・下豊内	○
	4 火	岩下1区・緑町	不在
	5 水	大町・横田	○
	6 木	宮内地区全域（広瀬～上揚）	不在
	7 金	仁田子	○
	10 月	東寒野・岩下2区	不在
	11 火	浅井・上早川4区・5区	不在
	12 水	下横田・上早川1区・2区	不在
	13 木	中横田・上早川3区	不在
	14 金	上記の日に来れない人	不在

※3月17日（月）の申告相談はありませんので、日程をよくご確認ください。

※申告の内容によっては、熊本東税務署の確定申告会場をご案内する場合があります。ご了承ください。

※詳しくは、別途、全戸配布した申告相談のチラシを十分にご確認ください。